

## 「社会体制と法」の歴史理論

— 「近代経験」と体制転換」の歴史的パースペクティブ—

水林 彪

### はじめに一課題の設定—

当初、シンポジウムの企画担当者から依頼された報告の題名は、「日本社会における「近代経験」と法」ということでありました。しかし、いろいろ考えた末に、ご了解を得て、表記のように論題を変えてお話しさせていただくことにいたしました。そのあたりの事情から話をはじめさせていただきたいと思います。

企画担当者のご説明によれば、「近代経験」と体制転換」問題を取り上げられたのは、高見澤磨さんの問題提起に端を発するというものでありますので、早速に、この文章を読ませていただきました。大変に魅力的な文章だと思いました。高見澤さんは、

小論は、今日体制転換過程にある地域において、「近代」の経験（その地域の「近代」における「近代」との接し方）が、それぞれの体制転換においていかなる意味を持つのかを考へることを提唱するものである。（高見澤 2001 p.54）

という文章をもって筆を起され、文中において、

現今の変化の過程を論じ、近代法と今日との関係を論じることで、それに挟まれた、社会主義法についての新たな総括（のための議論）を試みてほしい…。19世紀や20世紀初頭から始まった近代化の文脈で今日をもとらえれば、社会主義（法）は、ただの遠回りであったことになるかも知れない。あるいは、近代の一変種であったのかも知れない。それらではない何かであったのかも知れない。（p.57）

というように述べられているのですが、このようなところに、高見澤さんの問題提起の意図が端的に表明されていると理解いたしました。それを、私なりに咀嚼し、私自身の言葉で表現してみますと、次のようになろうかと思えます。

- (1) 今日、体制転換（「社会主義体制」から「市場経済体制」への移行）の過程にある地域（旧「社会主義」地域）は、19世紀から20世紀にかけての時期に、欧米「近代」との接触を契機として、何らかの形で、自分自身を「近代」へと転成させる経験を有している。そこにおいて、なにがしかの程度において、「近代西洋型法制度整備」がなされた（第1次「近代経験」）。

- (2) 旧「社会主義」地域は、第1次「近代経験」の後に、「社会主義」へと移行するが、今日、「市場経済」社会への体制転換において、再び、「近代西洋型法制度整備」が試みられている（第2次「近代経験」）。
- (3) 第1次「近代経験」と第2次「近代経験」とは、重なって映る。社会主義法研究会の後身である「社会体制と法」研究会のメンバーは、主として同時代史を研究する者であり、第2次「近代経験」に関心を有しているが、以上のような事柄の経緯から、これと二重映しになる第1次「近代経験」についての研究も行なうべきではないか。
- (4) 第1次「近代経験」および第2次「近代経験」の研究は、それらの間に挟まる「社会主義経験」についての再検討、「社会主義法についての新たな総括（のための議論）」を求めることにもなる。

高見澤さんの問題提起を以上のように理解した上で、今年も含めて3年間にわたって行われてきた各国別の個別的研究報告をいくつか拝読いたしました。個別報告としては、それぞれに、大変に興味深い内容のものであったと思います。しかし、全体としては、何か物足りないものを感じざるを得なかったことも事実であります。その理由は、「近代経験」に関する諸個別事例を総括し、そこから、〈第1次「近代経験」—「社会主義経験」—第2次「近代経験」〉という歴史過程全体の人類史的次元での意味を考えようとする試みがまだ存在しないように思われたからであります。各国における「近代経験」の事例研究をさらに積み重ねることは、むしろ重要な課題ではありますが、それとともに、諸々の個別事例を包摂し、比較し、評価するための基準となるところの、「近代経験」ないし「近代経験」と体制転換問題に関する一般理論の構築の努力も必要のように思われました。そして、この課題を追求するならば、問題は「近代経験」と体制転換」という域を越えて、「社会体制と法」の歴史理論一般に拡大していかざるをえない、と考えたわけであります。

そこで、報告の標題は「社会体制と法」の歴史理論」ということになったわけですが、この「歴史理論」というのは、具体的には、この20年ほど、私なりに暖めてきました「文明史・国制史論」とでもいうべき仮説のことです。その内容は、これからお話ししますが、〈第1次「近代経験」→社会主義→第2次「近代経験」〉という、中国史の現実を直視することからなされた高見澤さんの問題提起に接した時、私は、この問題提起を「文明史・国制史論」はどのように受けとめることができるだろうか、と自問することになりました。私の「文明史・国制史論」は、中国についていえば、第1次「近代経験」以前の帝政中国段階までしか視野に入っていませんでしたから、そのような限界を有する「文明史・国制史論」が、はたして、近現代中国を念頭において提出されてきた「近代経験」と体制転換」にうまく接続することができるかどうか、「文明史・国制史論」は近現代中国史の問題を考える上で、果たして有効に機能しうるのか——このような見地から、あらためて「文明史・国制史論」を吟味してみなければならぬと思ったわけであります。かくして、本日お話しすることは、近現代史に関する「近代経験」と体制転換」という視座をとりこみ、そうすることで視野が多少とも拡大した「文明史・国制史論」であります。当初ご依頼の、「日本における「近代経験」と法」の問題にも若干言及するつもりでおりますが、これも、「文明史・国制史論」ないし「近

代経験」の普遍史的過程の特殊日本的形態として位置づけるという文脈において、論ずることにはしたいと思います。

それでは、以下、本論に入りたいと思います。まず、話の順序といたしまして、「文明史・国制史論」の構想について、その概略をお話しさせていただきます（Ⅰ）。ついで、この「文明史・国制史論」構想の中に、「近代経験」と体制転換」という問題提起がどのように位置づけられるのか、「近代経験」と体制転換」という問題意識を取り込むことで、「文明史・国制史論」はどのように発展しうるのか、という問題について、お話ししたいと思います（Ⅱ）。

## 1 「文明史 国制史論」

### (1) 概要

「文明史・国制史論」とは、資本制社会以前の人類史を、おおづかみに、〈(1) 共同体を基礎とする身分制的国制の時代から、(2) 市場経済社会を基礎とする文明的国制の時代へ〉という2段階把握で理解するという仮説であります（水林 1992bc、2001b）。

#### (1) 共同体を基礎とする身分制的国制

##### ① 共同体

ここでいう〈共同体〉とは、次のようなものであります。

1. 人々が大地の一区画を占有して共住し、そこで、自己完結度の比較的に高い、物の生産・通流・消費の経済生活を営む。
2. 生産者自身が自給自足できる分を越える必要物は、何らかの形態の財の移転によって獲得されるが、その移転の形態として、〈共同体〉にあっては、商品交換（商品流通）は少なくともドミナントではない。共住者間の贈答的交換や、共住者団体における行政的分配が主要な形態をなす。
3. 最も基本的な生産手段である土地が、商品として取引されるということがない。

このような〈共同体〉の実例として、わが国の弥生から近代にいたるまでの稲作共同体のことを想起していただくと、イメージしやすかろうと思います。

共同体にも様々な類型があり、理念型として、〈共同体がそのまま丸ごと1つの生産・労働組織である共同体〉と〈生産組織の基本は家族となり（いわゆる小農自立）、共同体はその連合体であるような共同体〉とが、両極にある形態として考えられます。弥生の稲作共同体は前者に近く、江戸の村は一何千年におよぶ生産力の発展の歴史の帰結として一、基本的には後者の型になっています。そして、後者の型の共同体では、共同体内部において、基本的経営単位である家族（イエ）による土地の私有が形成されはじめています。しかし、その私有は市場経済社会における私有すなわち土地が商品化され、自由な取引関係におかれているような私有ではありません。山野河海については、共同体内私有さえ一般的には成立しておらず（入会）、大地は、全体としては、共同体による所有のもとにおかれていると理解できる社会であります。

##### ② 首長・領主（地域的中间権力）

以上のような意味での共同体を直接に支配するものは、最終的には自身の武力をもってす

る地域有力者でありました。わが国の歴史学上の概念では、首長（村落首長、在地首長）とか領主（村落領主、在地領主）などと呼ばれる存在であります。日本を例にとれば、中小規模の前方後円墳を築いた地方の古代豪族や、中世（鎌倉、室町、戦国）の在地領主といわれる人々がその典型ですが、戦国領主がイメージしやすいと思いますので、ここでは、このような存在を〈領主〉という語で代表させることにします。

領主は共同体ないし共同体成員を支配します。支配領域は〈所領〉とよぶことにしましょう。この支配には、次のような幾つの特徴がありました。第一に、比較的狭い範囲の権力であること、第二に、支配が〈人的（パーソナル）〉な性質を有しており、かつ、領主や領民という社会的地位が親（特に父）から子へと相続されるという意味において、〈身分制的支配関係であるということ、第三に、領主と領民（共同体成員）との間に、領主が領民を保護し（外敵からの保護、勸農など）、領民は領主に年貢などを収めるところの、一種の贈答的交換関係—正確には、剰余労働搾取関係に転化したところのそれ—が成立していること、第四に、領主の領民支配（保護を含む）は、最終的には領主自身が所有する武力（正当な暴力）によって維持されることです。正当な暴力が、今日のように国家に独占されることなく、社会に広範に点在する地域の有力者によって分有されている、そのような国制であります。そして、以上の4つの特徴は互いに深く関連しあっていました。それらの基礎にある本質的な事柄は、一言でいえば、〈共同体〉を基礎とする関係であること、いいかえれば、後にのべる〈市場経済社会（商品交換経済）〉を基礎とする支配関係ではない、ということです。

### ③ 王権

〈領主—領民（共同体成員）〉関係の上部には、〈王—臣（領主）〉の関係が展開します。実例としては、日本の古墳時代の〈ヤマトの王—地方の首長〉、中世の〈鎌倉将軍—御家人（在地領主）〉、戦国時代の〈戦国大名—一家臣（在地領主）〉などを想起するとイメージしやすいと思います。この〈王—臣〉関係も、〈領主—領民〉関係と質的に似ています。〈人的〉で〈身分制的〉な支配関係であり、ここでも一種の贈答的交換関係が成立しています。王は臣下の所領支配を承認したり、新たに御恩として所領を与えたりし、反対に、臣下は王に対して軍役その他の負担を提供するという、人的身分制的贈答的な交換関係であります。

### ④ 関係の全体

以上、日本の例をあげながら、〈王—領主—共同体〉の三層構造の説明をしましたが、日本よりも西欧の方に明るい方には、西欧中世のいわゆる封建制時代のことを想起していただければ、ここでいう共同体を基礎とする身分制的国制のイメージがつかめるかと思えます。

## (2) 土地市場経済社会を基礎とする文明的国制

### ① 土地市場経済社会

共同体は、商品交換関係が少なくともドミナントではない社会関係であります。しかし、生産力の発展にともない、共同体成員の作る農作物や手工業品などはほしだいに商品として売買されるようになり、共同体には市もたつようになり、やがて商品売買を行なう場としての都市に発展していくというようなことが生ずることになります。そして、その傾向がさらに進んでいくと、動産商品を生み出す土地そのものも商品となり、取引の対象になっていくと

いう段階が訪れます。単なる動産商品交換社会ではなく、土地（人々の生産の成果ではなく、自然の一部）が商品となる社会が成立したということは、人類史にとって、おそらくは最も重大な画期の一つでありました。土地商品化によって、共同体が内部から崩壊していくからであります。この崩壊は、外敵に攻撃されて破壊されるという類の物理的崩壊なのではありません。共同体成員の中に土地を共同体以外の人々に手放す一手放さざるを得ないものが出てきて、人間関係の質そのものが変容し、共同体的関係から市場経済の関係へ転回するわけです。いわば、人間関係のあり方に化学変化が生ずるわけです。

私は、そのような段階の社会のことを〈土地市場経済社会〉と概念化しておくことにいたします。この概念につき、三点、注意していただきたいと思います。第一に、動産だけしか商品化していない段階の社会、すなわち、土地が商品化していない段階の社会については、ここでいう〈土地市場経済社会〉ではないということであります。そのような段階では一共同体はたしかに変容してきていますが、しかし一、共同体そのものが内部から変質・崩壊することはないからであります。国制史全体を表象いたしますと、共同体が崩壊するということが決定的な画期なのでありまして、そのためには、動産のみならず土地についても商品取引の対象になる段階に注目しなければなりません。第二に、この〈土地市場経済社会〉は、まだ〈資本主義経済〉ではないということです。〈資本主義経済〉は、土地のみならず労働力が商品化され、労働市場が成立した経済社会のことですが、これに対して、私の言う〈土地市場経済社会〉は、労働力市場は未成立であるが、発達した動産商品市場の成立を前提として、さらに、土地が取引の対象になりうる段階に達した、そのような商品交換社会のことであります。今日、市場経済という語は、しばしば資本主義経済と同義で使用されますので、私は、紛らわしさを回避するために、〈土地市場経済社会〉という語を使用したいと思います。

さらに今一つ、第三として、〈土地市場経済社会〉を定義するにあたり、「土地市場が成立しうる段階」と表現したことにご留意願いたいと思います。これは、「土地市場が成立した段階」という表現を取って避ける意図から出たものであります。後に中国に即して具体的に述べようと思いますが、土地が商品化し共同体が崩壊したという状況をうけて、国家の側が、土地市場社会の展開によって没落農民が大量に生じてしまう事態を防止するために、土地取引を抑止し、自由な土地市場の展開を封ずるということが現にあったということを考慮してのことです。自然史的過程としては、土地市場経済社会は成立しうる段階なのですが、国家の政策によって自由な土地市場経済社会は存在していない段階がありうるわけであります。このような段階の社会も、〈土地市場経済社会〉という概念のうちに含むことといたします。

## ② 正当な暴力を独占する国家

〈共同体〉の崩壊ないし〈市場経済社会〉の形成は、共同体を基礎とする身分制的国制全体を崩壊させ、正当な暴力を独占する、基本的に非身分制的に編成された国家を形成することになります。自然史的過程として、共同体が崩壊し、市場経済社会が形成されるわけですから、地域の有力者が共同体を支配する〈領主—共同体〉的権力構造が消滅するのは、当然のことです。市場経済の発達は、その必然的帰結として、それまで共同体や領主など

によって分有されていた正当な暴力を国家（さしあたりは王権）に集中させていくことになります。市場経済社会は、経済的等価物の交換による富の流通を基本とし、経済外的強制力による富の流れを否定しようとしすから、ここに、〈発達した土地市場経済社会と正当な暴力を独占する国家との二元制〉が形成されるわけでありす。

ここでいう〈正当な暴力を独占する国家〉は、基本的に身分制を克服した国家になります。すなわち、社会的政治的地位が親から子へと相続されるような身分制的政治秩序が基本的に崩壊し、〈国家〉権力を行使する人々は、〈社会〉から何らかの形で一官吏登用試験や選挙などの形でリクルートされることになります。別の言い方をすれば、社会的分業の編成のされ方が、血縁的団体（その長は親から子へと伝えられる）を単位とするのではなく、個人を単位とするようになる、ということでありす。なぜならば、市場経済は、必然的傾向として、これ以上分割不能の個人 individual を取引主体とし、社会的分業の主体となし、法主体とするようになるからでありす。生まれながらに生業が定まっているということがなくなり、その一環として、生まれながらに統治者である者も消滅し、国家権力を行使する者は、何らかの方法で選抜されることになります。これが、〈公私の分離〉ということでありす。

ただし、経験則上、脱身分制国家にも、身分制的要素は頑強に残ることになります。たとえば、王権。今日の国家体制においてさえ、親から子へと相続される政治的地位というものが、わが国の象徴天皇とかイギリスなどのおよ王制を採用している国家には認められるわけでありす。したがって、身分制的国制から脱身分制国家への移行とはいっても、脱身分制国家から百パーセント、身分制的要素が消滅するというものではないとありす。国家権力の基本的編成の仕方が脱身分制的になるということでありす。

### ③ 〈文明的国制〉一用語および研究史的前提一

私は、以上のような、市場経済社会の形成を基礎として、その上に、正当な暴力を独占する脱身分制的な国家が聳立する体制を、〈文明的国制〉と呼ぶことにしたいと思ひす。〈文明〉という言葉は、まことに多義的に用いられるので、紛らわしさを避けるために、なるべく使用しない方向で考えることも一案であろうと思ひすのですが、私が前提としたい研究史との関係もあり、また、他に適当な言葉も見つからないということもありすので、この語を使用したいと思ひす。

私が前提としたい研究史とは、何よりも、エンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』でありす。「文明史・国制史論」は、中国・西欧・日本の歴史的事実の観察から私自身が抽象し構成したものですが、先行理論としては、主として南欧地中海世界における都市国家の形成一法に即していえば、ローマ法世界の形成一を素材として形成されたエンゲルスの歴史論が最も参考になりました。この歴史論は、かの「世界史の基本法則」論とは全く趣を異にするものでありす。このことは、マルクス・エンゲルスの歴史理論が、後に「マルクス主義歴史理論」として定式化されるものと、およそ異なるものであるということを示している点で、重要であろうと思ひす。

そのことはさておくとして、『家族・私有財産・国家の起源』は、理論的総括を試みた終章において、まず、〈未開と文明〉という歴史の二段階把握を行ないす。

文明とは…、分業とそこから生ずる個々人の間の交換、そしてこれら両者を総括する商品生産が十全な展開をとげ、それ以前の全社会を変革するような、社会の発展段階である。

それ以前の全ての社会段階の生産は、本質的に共同の生産であり、同様に消費もまた、大小の共産制的共同体の内部で、生産物の直接的な分配のもとに行われていた。この生産の共同性は、きわめて狭い限界の内部で行われていた。……しかし、この生産過程の中に、分業が徐々に割りこんでくる。これは、生産と領有の共同性を掘り崩し、個々人による領有を主要な原則にまで高め、こうして個々人の間の交換を生み出す。(岩波文庫 p230-231)

〈文明〉の経済的側面については、さらに、次のように展開されます。

文明の発端をなす商品生産の段階は、経済的には次のものの導入によって特徴づけられる。すなわち、(1) 金属貨幣、それとともに貨幣資本、利子、高利貸付、(2) 生産者間の仲介的階級としての商人、(3) 私的土地所有と抵当、(4) 支配的な生産形態としての奴隷労働。(同上 p.233)

私は、先に、〈文明的国制〉の基礎は、動産商品市場の発展を前提として、さらに、土地までもが商品化する段階に達した経済社会があるということを述べましたが、このことと、エンゲルスの言う、「(1) 金属貨幣、それとともに貨幣資本、利子、高利貸付、(2) 生産者間の仲介的階級としての商人、(3) 私的土地所有と抵当」は、ピッタリと重なります。「(4) 支配的な生産形態としての奴隷労働」だけは、エンゲルスの文明史論が古典古代ギリシャ・ローマ史から抽象されてきた理論であることに制約されていると思います。文明史論を普遍理論に仕上げるためには、これは省いておいた方がよいと私は思います。

さて、以上のような〈文明〉の経済的側面の議論の後に、エンゲルスは、「文明社会を総括するものは国家」であると述べ (p.233)、その特徴として、(1) 領域による国民の区分、(2) 住民自身の武装力とは一致しない、特殊な公権力としての軍事・警察機構、(3) 社会の機関として、社会の上に立つ官僚制機構、(4) それらを維持するための租税、の四つをあげました。(2) および (3) の「住民自身の武装力とは一致しない」とか、「社会の上に立つ」という表現で、エンゲルスは、社会と国家とが分離した二元制的国制のことを説明しているわけです。(1) の領域による国民の区分は、文明期の国家による人民支配が、もはや人的身分制的支配ではないことを語ったものです。身分制的支配は、支配する人と支配される人とのパーソナルな関係が基本にあります。支配者は、一定区画に居住する人を機械的に支配するのではなく、人的身分的な関係を取り結んでいる人に対して、非属地主義的に支配するわけです。このような支配体制が、文明化とともに、人々を居住地ごとに機械的に区分し、属地主義的に支配する体制に転換するというわけです。(4) の租税は、国家が属地主義的に編成した国民から収取します。身分制的支配関係における、贈答的交換の一部としての人的負担とは、性質を根本的に異にします。

以上、要するに、私の「文明史・国制史論」はエンゲルスの〈未開・文明〉史論とほとんど重なります。主として南欧古典古代を素材として構想されたエンゲルスの理論は、私の見るところ、中国・西欧・日本を素材に求めてもきわめてよく妥当するものであり、その意味

で普遍性を備えている、と言えるかと思えます。

それでは、このような「文明史・国制史論」を、中国や西欧に即して、多少とも具体的に展開するとどうなるのでしょうか。

## (2) 中国

### (1) 共同体・身分制から市場経済社会・文明的国制への転換

中国における〈共同体を基礎とする身分制的国制〉から〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉への移行は、次のような滋賀秀三先生の文章に端的に表現されているように思われます。

中国はその長い歴史において、最も大局的に見て前後二回、社会体制の根本的変革を経験した。これを分期点として、中国史の全体を少なくともまず三つの時代に分けなければならない。第一は、中国において古来用語された意味での封建制から、郡県制への変革、すなわち、邑を単位とした基盤とする族制的な自立勢力の間の幾段階もの統合関係によって形成される秩序から、官僚制的領域国家の出現、そしてやがては統一帝国への発展であり、その分期点は一応、春秋と戦国の境目に求められる。…変革の第二は、一言でいえば中国の近代化の過程であり、その分期点は一応、最後の伝統的な王朝たる清朝の滅亡に求められる。…かように見た上で、春秋以前の古い時代を上代、民国以後を近代、そして中間の長い時代を、他に適当な言葉もないままに、帝政時代と名づけておきたい。(滋賀 1967 p.3-4)

滋賀先生の言われる〈上代：邑を単位とした基盤とする族制的な自立勢力の間の幾段階もの統合関係によって形成される秩序〉が、私が先に述べた〈共同体を基礎とする身分制的国制〉にあたるものであり、〈帝政時代：官僚制的領域国家、統一帝国〉が〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉であることは、これまでの説明から、容易にご推察いただけるであろうと思います。もっとも、滋賀先生の言われる〈帝政時代：官僚制的領域国家、統一帝国〉と私の〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉とが重なると申しましても、〈土地市場経済社会を基礎とする〉という説明にあたるものだけは、滋賀先生の文章には見えませんので、この点だけは、多少とも補っておかねばなりません。

上代の国制から帝政時代の国制への大転換の基礎に、邑共同体の崩壊と市場経済の形成があったことは、小口彦太氏や堀敏一氏の中国土地法史研究にうかがうことができます。堀氏は、著書『均田制の研究—中国古代国家の土地政策と土地所有制—』において、戦国時代（前4世紀）には、土地商品化が進み、その結果として農民層分解が生じて、共同体が崩壊しはじめたこと、これへの対応として、周代の共同体の復活をとく孟子の井田制論（前3世紀）や、土地の公平・平等な分配を説く『周礼』の井田制論（遅くとも前1世紀前漢末）などの登場することが論じられています（堀 1975）。また、小口彦太氏の論文「中国土地所有法史序説」は、均田制が施行される以前の6-7世紀の中国社会においては、貨幣経済の発展によって、租税は銀納化されていたこと、完全に自由な土地売買が行われていたこと、地主小作関係（土地の賃貸借関係）は身分制的な支配従属関係ではなく、取引契約的關係であったこと、この6-7世紀の現実には、土地売買文書の表現から察するに漢代以来の伝統をひくものであつ



たこと、などが論じられています（小口 1974 p.114 以下）。

## (2) 文明的国制の2段階

中国の国制史について、特に注目すべきことの一つは、〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉の段階が、大づかみに、二つの段階に分かれることであります。一般に、どの時代区分の場合にも、ある時代の内部にさらに細かな小区分を設定することが出来るわけですが、文明的国制時代の2区分は、本日の論題との関係において、とりわけ重要な意味をもつように思われます。この区分は、唐以前（9世紀まで）と宋以降（10世紀以後）に求めることができます。2区分の基準は何かと申しますと、それは、国家が市場経済社会特に土地の商品化という事態に対してとった態度であります

唐までの歴代王朝は、おおむね、土地の自由取引に対して否定的な態度をとったのに対して、宋以降の王朝は、そのような態度をとることはなかった（正確に言えば、そのような態度をもちや取ることができなくなった）ということでもあります。ここで詳細には立ち入ることは出来ませんが、唐までの歴代王朝は、北魏（5世紀）や唐（7-8世紀）の均田制に代表されるような土地政策を敢行いたしました。この制度は、土地市場経済社会の発展とこれに伴う農民層分解の進行という自然史的過程に抗して、国家が、特に没落農民を救済すべく、土地の自由取引を禁止し、さらに、人々に平等な土地分配を保障しようとするものであります。その際、モデルとしては、西周時代（紀元前11-8世紀）に実際に存在したと後年の人々が観念したところの井田制とよばれる共同体の在り方が意識されておりました。すなわち、均田制とは、文明的国制段階の帝政国家が、原生的な邑共同体が崩壊したという現実を受けとめつつ、儒家によって周代に存在したともものとして描かれてきた井田制を模範として、人々が土地を平等に所有する体制を、国家政策によって、国家的規模において実現しようとした体制でありました。それは、原生的共同体の、国家的次元での再建を試みる体制であったという意味において、国家 Kommunismus とでも規定できる体制であったとすることができるとおもいます。

しかし、唐中期（8世紀末）にいたって、国家は、土地市場経済社会の発展という自然史的過程に抗することがついに出来なくなり、自由な土地所有の上に国制全体を再構築することになりました。そして、そのような体制が、本格的には唐につぐ宋王朝以降の時代に確立することになります。唐までは、国制の最基底にはおそらくは共同体の名残があり、頂点部分においては貴族制が存在していました。しかし、寺田浩明氏の文章を借用するならば、社会のレベルでは、「宋代・十世紀以降の農民の土地私有体制」において、「個々の家々の生存の基礎が、国家権力との関係としてではなく、まずは個家相互の市場的な結びつきの中に求められる」ようになり、「そして明代後半・一六世紀以降、最も主要な生産関係である地主・小作人関係までもが、それまでの疑似家族的な庇護関係の枠から最終的に離れ、基本的な社会関係のすべてが自立を目指す小さな個体的家相互の協同と競争の関係として処理される状態が出現する」ようになります（寺田 2001 p.101）。

しかしながら、社会における人々の争いが国家の法廷に持ち込まれたときの国家の官僚—中国文化を体現する科挙官人—の振る舞いは、今一度、寺田氏の文章を引用するならば、次

のようなものでありました。「激しく利益主張を行なう膨大な個家相互の競争状態を前にしつつも、ここでは国家は、実体法的なルールに基づく利益主張の保護者・実現者としてではなく、むしろそれらすべての個体的利益主張を超越した位置に足場を据え、全体的共存状態の価値の体現者として、直接にその場の規範を自らの口を通じて語りだすことにその正当性の基礎を置いていた」(同上 p.101)。このような裁判を、まことに巧みに、〈行政の一環としての裁判〉として概念化したのは、滋賀秀三先生でありました(滋賀 1984)。

以上、要するに、土地制度に即してみるならば、文明的国制時代の中国すなわち帝政中国は、前期(秦漢から唐まで)においては、国家が社会に直接的に積極的に介入する行政国家であり、後期(宋から清まで)においては、国家が社会に間接的消極的にかかわる行政的裁判国家であったということができるよう思われますが、この全過程を一貫する〈行政の優位〉が目指したものは、「個体的利益主張を超越した全体的共存」の価値の追求でありました。

### (3) 西欧

#### (1) 共同体・身分制から市場経済社会・文明的国制への転換

それでは、視線を中国から西欧に移すならば、事態はどのようなものでしょうか。

中国を基準として見るならば、西欧における〈共同体を基礎とする身分制的国制〉から〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉への転換は、絶対年代としては、非常に遅いものでありました。ヨーロッパ大陸では最も早期にこの転換を経験したフランスについてみても、文明的国制の形成は17世紀末のルイ14世の絶対主義国家体制においてであり、その確立は、実にフランス革命によって果たされたように思われます。

先程も述べましたように、西欧における〈共同体を基礎とする身分制的国制〉の最盛期の時代は、中世の封建制時代であります。この体制は次第に文明的国制に地位を譲り始めるのですが、その最期は、文字通り、フランス革命における「封建制の廃棄」の宣言によって迎えることになりました。しかし、法の歴史に即してこの過程を観察するとき、〈共同体を基礎とする身分制的国制〉時代の法としての『慣習法典』が16世紀末に最後の編纂期を迎えたということ、そして、〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉の基本法である民法(*lois civiles*)は、Domatの“*Les lois civiles dans leur ordre naturel*”(1689～1694)という形で姿を現したという事実を考えるならば、17世紀末ルイ14世の時代こそは、文明的国制の形成の第一の画期であったということが出来るわけであります。そして、そのDomatの*lois civiles*は、18世紀後期のPothierの*lois civiles*に受け継がれて発展し、1804年のCode civilに結実いたしました(水林 1997、2000、2004)。

#### (2) 西欧の文明的国制の特質

西欧の文明的国制の特質は、とくに中国のそれとの対比において、土地取引が容易に承認されたということにあるように思われます。中国精神史には、「貧しきを憂えず、均しからざるを憂う」(論語)とする思考が一貫してあり、これが儒教の根本にあるとともに、均田制のような国家の土地政策にも貫徹しておりましたが(山田 2001 p.11)、西欧の精神史においては、自由の思想が優位し、共同体は速やかに土地市場経済社会に席を譲ったということ

ができるように思われます。

ただし、西欧文明は、野放図な土地商品化を承認したわけではありませんでした。土地取引の自由という原則を承認しつつ、それが、正しい土地取引であるための条件を厳格に定めようとしたしました。その条件の体系が、*lois civiles* における契約法の体系にほかなりません（水林 2004）。

#### （４）日本

##### （1）共同体・身分制から市場経済社会・文明的国制への転換の日本の特質

わが国における〈共同体を基礎とする身分制的国制〉から〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉への転換は、江戸の幕藩体制から明治の国制へのそれでありました。絶対年代として、西欧よりもさらに遅く、かつ、西欧や中国とは異なって、自生的には行われなかったということが、重要な特徴であります。明治の変革は、共同体・身分制的国制から土地市場経済社会・文明的国制への内発的な転換の条件が未成熟の段階において、欧米の外圧によって余儀なくされたものであります。

##### （2）日本の共同体・身分制的国制の特質

江戸幕藩体制時代にいたるまでのわが国の共同体の基本は稲作共同体であります。この共同体は一最近、異説が登場したものの一、前3世紀の頃に始まると言われてきました。前3世紀と言えば、中国では、共同体が崩壊しはじめた時代にあたっていることに留意してください。このことのうちに、その差があまりにも大きいところの、「先進中国、後進日本」という構図が端的に表現されております。

前3世紀から3世紀中葉のころまでは、列島規模において、共同体を基礎とする一個の政治秩序は存在しませんでした。各地域に、幾つかの共同体をたばねるだけの地域的小国家が存在しただけでありました。しかるに、3世紀中葉のころに、ヤマトの王権を頂点とするところの、稲作共同体を基礎とする族制的な自立勢力の間の幾段階もの統合関係によって形成される一個の政治秩序が、列島の規模において形成されます。文献史家がヤマト王権とよび、考古学者が前方後円墳国家とよぶ体制であります。ここでもう一度中国と比較いたしますと、ヤマト王権体制が形成された3世紀中葉という時期は、中国においては、先に述べましたように、土地市場経済社会を基礎とする文明的国制がすでに成立していた時代であるということであります。

ヤマト王権が成立する3世紀中葉から江戸幕藩体制が崩壊する19世紀後半にいたるまで、我が国の国制は、基本的に、〈共同体を基礎とする身分制的国制〉の時代でありました。この約1600年間に、むろん変化はありましたが、基本的な国制の型としては、動くことはなかったわけであります。

そのことを確認した上で、しかし、一つの型の枠内における変化に注目することも、重要であります。注目すべき点は多々ありますが、ここでは次の2点を指摘しておきたいと思えます。

第一は、共同体の構成の変容であります。弥生時代における初発の稲作共同体において

は、共同体そのものが第一次的な労働組織であったろうと思われます。共同体の内部において、個別的経営体が耕地を私的に所有するという事態は、まだ成立していません。しかるに、江戸幕藩体制時代の共同体においては、第一次的な労働組織は家族経営体（イエ）になり、このイエが耕地の私的所有の主体になってきています。何千年におよぶ人々の営みの帰結として、共同体の構成がそのような変化してきたわけであります。しかし、この変化は、共同体そのものを崩壊させるにいたるような発展ではありませんでした。耕地の私的所有とはいっても、自由な土地市場経済社会における私的所有ではありませんでした。耕地の永代売買は慣習法的にも国家の政策としても許容されないという状態が、幕末まで一般的でありました（田畑永代売買の禁止）。列島に広く分布していた耕地割替慣行に見られる耕地の共同所有観念の存在も重要であります。耕地以外の土地すなわち山野河海については、一つの共同体ないし複数の共同体の共同所有（入会地など）のもとにおかれていました。弥生から幕末まで、変容しつつも、共同体の時代であったということであります。

第二は、7世紀末-8世紀初頭の時期に、我が国の身分制的国制に対して強く打刻された独特の性質であります。具体的に言うならば、律令国家体制の形成の問題であります。律令を基本法とする国家体制は中国が生み出したものであり、我が国は、中国を中心とする東アジア帝国主義世界への対応として、律令国家体制を中国から継受したわけでありますが、この体制は、本来、土地市場経済社会の形成を基礎とする文明的国制の一形態なのであり、身分制的国制にはそぐわないものでありました。それ故、わが国の律令国家体制は、身分制的国制に適合するように変形された律令国家体制なのですが、しかし、変形されたとはいえ、身分制的国制がきわめて集権的な律令国家体制の論理によって潤色されたということは、その後のわが国の身分制的国制のあり方に決定的な影響を与えました。幕藩体制という、身分制的国制としては異常に集権的な体制の成立は、この「古代経験」とでも言うべき律令国家体制の継受という事件なしには考え難いことでもあります。高見澤さんの「近代経験」という概念に学んで、古代における中心的大文明の外圧によってなにがしかの対応を迫られた周縁地域の歴史的経験を、ここでは「古代経験」と呼んでおきたいと思うのですが、その「古代経験」の日本的形態は、なお〈共同体を基礎とする身分制的国制〉時代の真つ只中であつた7-8世紀の時代に、文明中国から、極めて発達した〈文明的国制〉としての律令体制を継受せざるをえなかったということであり、その影響は、実に近現代にまでも及びました。わが国の「近代経験」が天皇制国家という形態に帰結したことは、7-8世紀の「古代経験」によって規定されたものでありました（水林 1987ab, 1989, 1993, 2002）。

#### (5) 小括

以上、私の構想する「文明史・国制史論」の概略をお話しいたしました。このような構想を暖め続けてきた20数年の間に、折にふれて様々の場所でお話しする機会もありましたが、この種の話は全く初めてという方々が多いであろうと思います。いろいろ疑問を感じられる方もいらっしゃるであろうと思います。

これまでの経験から推察するに、“中国、西欧、日本における文明史・国制史上の大転換

の絶対年代があまりに離れ過ぎていて不自然ではないか”、“地球上の各地域の歴史的発展は、絶対年代においてさほど隔たりがない形で進行するものではないか”、という感想をもたれた方もいらっしゃるのではないかと思います。しかし、そうした感想は、学問的根拠を欠いています。今日の地球上にもなお、社会人類学のフィールドワークの対象となるような、〈文明〉にはるかに遠い〈未開〉の地が存在していること一つをとっても、そのことは明瞭であります。地球上の各地の歴史の発展段階差は驚くほど大きいと考えなければなりません。中国と西欧・日本の絶対年代の差は少しも不自然ではありません。

私の議論は、〈文明化〉という観点から、「先進中国、後進西欧」という歴史認識を表明するものでありますが、「先進西欧、後進かつ停滞の中国」という従来から根強く存在する歴史観になじんだ方には、唐突に響くであろうと思います。しかし、事柄のザッハリッヒな観察に従えば、そう言わざるを得ないのです。「先進西欧、後進かつ停滞の中国」という歴史観の背後にある西欧中心史観—たとえば、ヘーゲル『歴史哲学』が論じたような歴史観—は、すみやかに克服する必要があります。

〈文明史〉の観点から地球上を広く見渡すならば、西欧は、共同体・身分制時代から市場経済社会・文明的国制時代への転換を非常に遅くに経験した部類に入るであろうと思います。古代文明とよばれる世界は、具体的形態は多様ですが、おしなべて、すでに古代において市場経済社会・文明的国制を成立させたのだと思います。古典古代ギリシャ・ローマ、古代エジプト、古代メソポタミアそしてイスラム世界、古代インド—このような諸文明は、皆、そうだったのではないかと私は想像しております。

以上で、私の構想する「文明史・国制史論」の概略の説明を終わります。次の問題は、このような歴史像が、「近代経験」と体制転換問題とどうかかわるのか、「文明史・国制史論」を念頭におくと、「近代経験」と体制転換」という問題設定はどのように見えてくるのか、「近代経験」と体制転換」問題を深めるためには、何故、「文明史・国制史論」が必要となるのか—このような問題について、以下、お話ししたいと思えます。

## 2 「近代経験」と体制転換」の歴史的位

「近代経験」という概念は、二つの「近代」概念を内包しております。高見澤さんは、「近代経験」という語を説明して、先程も紹介しましたように、「体制転換にある地域の「近代」における「近代」との接し方」というように説明されていますが、二度出てくるうちの後の方の「近代」は欧米のそれであり、前の方の「近代」は欧米によって「近代」化することを強いられた非欧米世界のそのことでもあります。「近代経験」という概念を吟味するためには、二つの「近代」の概念を区別して論じなければなりません。以下では、この二つの「近代」なるものを対比的に取り上げるとともに、「体制転換」という概念に内包されている「社会主義」の問題について、考えてみたいと思えます。

## (1) 「近代経験」を創出した側の世界—欧米世界—

まずは、欧米の「近代」なるものを検討したいと思います。これについても、さらに西欧とアメリカを区別して論じなければなりません。なぜこの区別が重要かは、議論の過程でおのずと了解していただけたと思います。

### (1) 西欧

#### ① 資本主義経済を自生的に形成した唯一の文明

「文明史・国制史論」の構想する西欧の〈文明〉には、他の〈文明〉には見られない、際立って重要な固有の特徴がありました。それは、西欧〈文明〉からのみ、自生的に〈資本主義経済〉が形成されたということでもあります。さきに述べましたように、フランスについて見れば、〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉の時代は、17世紀末の頃に形成され、18世紀末の大革命を経て、19世紀の初頭にその盛期を迎えました。国制に即して言えば、絶対主義国家体制の形成から革命期の共和制を経て、帝政の形成や復古王政に回帰していく時代であります。法に即して言えば、Domatの *les lois civiles* の成立(17世紀末)から Code civil(1804)の成立にいたる時代であります(水林 1997)。

この西欧〈文明 civilisation〉の一大特質は、それが急速に、〈資本主義経済〉へと転回していったことでありました。〈文明〉の経済的基礎は〈土地市場経済社会(土地商品化社会)〉であると述べてきましたが、それが、〈労働力市場経済社会(労働力商品化社会)〉としての〈資本主義経済〉へと移行していったということでもあります。このような事態を自生的に経験した〈文明〉は、西欧において他にはありません。したがって、かつてマクス・ヴェーバーが、『宗教社会学論集』の「序言」の冒頭において提出した問題は、今日なお、きわめて重要な学問的課題をなしていると思います。すなわち、「いったい、どのような諸事情の連鎖が存在したために、他ならぬ西洋という地盤において、またそこにおいてのみ、近代ヨーロッパの文化世界は成立しえたのか」と問い、その「近代ヨーロッパの文化世界」を根本から特質づける運命的力として、資本主義に着目し、何故に西欧世界においてのみ資本主義という経済世界が自生的に形成されたのかを究明しようとしたヴェーバーの問いであります。

#### ② 土地市場経済社会(近代)と労働力市場経済社会(現代)の二段階設定

今、私は、17世紀末から19世紀前半頃までの〈土地市場経済社会〉段階と、19世紀後半以降の〈資本主義経済〉段階とを質的に異なる社会として区別しましたが、一般には、「近代」という時代概念のもとに一括して論じられる傾向が強かったように思われます。かつて隆盛をほこったいわゆる大塚・高橋史学が、〈封建制から資本主義への移行〉を論じたことは周知のことではありますが、このテーゼによって、「もはや封建制ではないが、しかし、まだ資本主義ではない」ところの、200年近くに及ぶ〈土地市場経済社会〉の段階は、単なる過渡期として処理されてしまいました。また、大塚・高橋史学を基礎とする法史理解では、Domatから Code civil までの民法は、資本主義の原始的蓄積段階の法として性格づけられ、資本主義法として一括する思考が有力となりました(稲本 1978)。しかし、経済の次元では、〈土地市場経済社会〉段階と〈労働力市場経済社会(資本主義)〉段階は区別しなければなりませんし、法の次元では、〈土地市場経済社会〉段階に成立する民法を根本法とする近代法

体系と、〈労働力市場経済社会（資本主義）〉が形成されることによって、古典的民法の原理が変容し、労働法や行政法の体系などが出現する現代法体系とは、範疇的に区別しなければならないと考えるものであります。

ここで、用語問題が発生いたします。17世紀末から19世紀前半期までの、〈土地市場経済社会〉を基礎とする民法が成立する時代を、我々は、「近代」として意識いたします。17世紀末から18世紀末までについては特別に「近世」という名称を使用することもあります。大革命から19世紀前半期の数十年間は異論なく「近代」であります。しかし、地球上の様々な地域に、高見澤氏によって「近代経験」と命名された事態を出現させた欧米の「近代」なるものは、〈資本主義経済〉が発達する19世紀後半以降の西欧を指していると思います。〈土地市場経済社会〉段階と〈労働力市場経済社会（資本主義）〉段階をしいて区別しない考え方にたてば、二段階を通じて「近代」と命名することに不都合はないのかもしれませんが、それらを区別しようとする私見では、〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉時代を「近代」、〈資本主義経済を基礎とする国制〉時代は「現代」というように、区別することが望ましいということになります。「近代経験」という概念は「現代経験」と表現し直したい気持ちにもかられます。しかし、「近代経験」という用語は、「近代」という語の一般的使用傾向にしたがったものでありますから、そして、何よりも「社会体制と法」研究会において定着した概念でありますから、私も「近代経験」という語をそのままに使用することにいたします。しかし、私が「近代経験」という語を用いる時、その「近代」とは、西欧における古典的な近代（フランスについては17世紀末-19世紀前半）のことではなく、それとは区別すべき「現代」（19世紀後期以降）のことであるということをご了解願いたいと思います。

## (2) アメリカ

一口に「欧米」といいますが、西欧とアメリカとは一特にこの報告の問題関心からは一、一括して論ずることはできません。両者の決定的な相違として、アメリカは、その歴史の出発点において、〈共同体〉なるものを有していなかったということがあげられます。

周知のごとく、現在のアメリカの歴史—すなわち、先住民インディアン社会を征服した白人中心のアメリカの歴史—は、17世紀初頭に、イギリスからのニュー・イングランドへの植民によって始まりました。人々は、新天地の土地を、当初は植民集団の共有という形で占取しましたが、その共有は、西欧の前近代における〈共同体〉とは性質を全く異にするものであります。それは、本質的に、土地市場経済社会における私的所有者の「共有」にほかならず、〈共同体〉における土地の共同所有を民法学的に定式化した場合の、かの「総有」とは異質なものであります。このことは、アメリカ植民の人々の所有する耕作地は、原則として当初から売買自由であったということのうちに認められます。この点について、金山正信氏は、次のように述べています。

タウンへ来た新しい移住者のうちには、たんなる利益目的の者もいた。彼らは、先に居住していたところで所有していた土地や家屋と共有地についての権利を、その地への新来者らや野心に満ち成功している隣人らに相当価格で売り払ってその地を離れ、新しいタウンへ土地を求めて行ったのである。新しいタウンの荒れ地を取得し、自らの努力と勤勉によって開

発し、それを高価に売却してさらに他に転出して同じことをくり返し、営利目的をはかることができることを知った。それで増利意欲にみちみちた人々のうちには、そうしたことを二度三度ときには四度に及んでくり返した者も少なくなかった。(金山正信 1984 p.37-38)。

金山氏によれば、アメリカにおいては、すでに17世紀初頭において、土地は、商取引の対象であったということになります。ここでいう「商取引」とは、G-W-G' という運動を行なうところの、営利を目的とする商品流通のことであり、土地がそのような商品の一つになっているということでもあります。

これに対して、フランス近代の土地市場経済社会は、土地の商品化を承認したとはいっても、土地を「商行為」の対象たりうる商品としては、承認いたしませんでした。旧稿で論じたことがあります。フランス近代法は、民事取引(W-G-W、使用価値取得目的商品交換)と商事取引(G-W-G'、利潤追求目的商品交換)を厳格に区別し、土地商品は民事取引に限定されておりました(水林 2000、2001a)。さらに、民法典は、土地が自由な民事取引の対象になることを認めつつも、厳格な契約法の体系を構築して、富裕層の土地集積を容易にする野放図な土地取引を抑止しようとした。買戻の機会をなるべく保障しようとする志向の強かったことも注目されます。買戻法は、共同体時代の土地取戻法—土地を売却した者の一族に、一年以内に代金支払を行えば、その土地の取戻を認める法—そのものではなく、近代契約法の内部に位置づけられた契約の一種ではありますが、共同体時代の土地取戻法が意図した本源的な土地所有者の保護の精神を、近代法に適合する形で踏襲しようとしたものと評価できると思います(水林 2004、2005)。

フランス近代民法は、先に述べましたように、中国均田制などとの対比においては、土地取引の自由を容易に承認したという点が特色となりますが、アメリカ近代法との対比においては、土地取引の自由を抑止する契機を備えていたことが特徴となるように思われます。このような西欧とアメリカとの相違は、歴史の出発点に〈共同体〉が存在したか否かに依るところが、決定的であるように思います。

## (2) 「近代経験」を余儀なくされた側の世界

### (1) 複合的構造 (その1)

欧米以外の、「近代経験」を余儀なくされた側の世界については、まず、様々の異質な諸社会が存在したということが重要であろうと思います。

#### ① 共同体・身分制的国制型と土地市場経済社会・文明的国制型 日本と中国

それらは、まず、大づかみに、「近代経験」を余儀なくされた時点において、Aまだ〈共同体を基礎とする身分制的国制〉段階にとどまっていた社会と、B同時点において、西欧とは異なる型の〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉を築いていた社会とにわかれます。

さきほど、「文明史・国制史論」の概略をお話しした折に、日本と中国について触れましたが、この二国は、以上の二つのタイプの社会の典型でありました。すなわち、日本は、黒船来航の時点では、田畑永代売買不存在が慣習法レベルで普遍的な段階であり、これに規定



されて、幕藩権力も田畑永代売買を禁止しておりました。その意味で、共同体はなお堅固でありました(水林 2005)。幕藩体制が身分制的国制であったことは、周知の通りであります(水林 1987)。対して、中国は、先に述べましたように、早くも紀元前において、西欧とは性質を異にする文明的国制の型を形成し、10 世紀宋代以降は、きわめて成熟した中国型文明を形成しておりました。

## ② ロシア共同体・身分制的国制型のいま一つの事例

「近代経験」を強いられた時点において、まだ〈共同体を基礎とする身分制的国制〉段階にとどまっていた社会の他の例としては、ロシアがあげられるのではないかと推測いたします。私は、ロシアのことは何も知らないに等しいのですが、今お話ししている文脈において、私は、マルクスが 1881 年に書き留めた、ロシア人ヴェラ・ザスーリッチ宛の手紙草稿を想起いたします。そこで、マルクスは、「ロシアは、「農業共同体」が今日まで全国的な規模で維持されているヨーロッパでの唯一の国である」(『資本主義的生産に先行する諸形態』国民文庫 p.101) と述べました。この手紙草稿によれば、共同体は、大づかみには、「前古代的共同体」段階から「農業共同体」段階に発展するものであります。前者の「前古代的共同体」とは「生産は共同で行われ、ただその生産物だけが分配される」型の共同体であり、後者「農業共同体」は、「耕地は依然として共同体所有ではあるが、それは農業共同体の構成員の間で定期的に割替えされ、そうすることによって、各の耕作者は自分に宛てがわれた耕地を彼自身の計算で耕作し、その成果を個人的に占有するようになっている」段階の共同体であります。そして、マルクスは、1881 年のロシア社会に、後者のタイプの共同体すなわち「農業共同体」が広範に存在すると認識したわけであります。今日の研究段階においても、このようなマルクスの認識が維持しうるものか否か、専門家のご教示をお願いしたいと思えます。

## ③ 古代諸文明—土地市場経済社会・文明的国制型

これに対して、「近代経験」を強いられた時点において、すでに、〈市場経済社会を基礎とする文明的国制〉を築いていた世界の一例として、先に言及いたしました中国に加え、中近東イスラム世界があげられるのではないかと思います。イスラム世界が、きわめて発達した市場経済社会であったことは、最近の諸研究に明らかであります(加藤 2002、2004)。古代メソポタミアや古代エジプトのことを想起いたしますと、中近東世界は、イスラム化するはるか以前から、すでに、〈市場経済社会を基礎とする文明的国制〉を築いていた世界であったといつてよいように思われます。

イタリアも、この部類に含めてよいだろうと思えます。今日、西欧といえ、当然にイタリアを含むということになると思えますが、文明史・国制史的にいえば、アルプスの北(西欧)と南(南欧)とは、異質の世界であると考えねばなりません。古典古代ローマ法の世界は、明らかに、土地市場経済社会を前提としています。土地と奴隷の取引関係の発達を基礎としてローマ法が形成されてくるといってもよいと思います(谷口 1999)。

### (2) 複合的構造 (その 2)

#### ① 文明的国制の諸形態

以上、「近代経験」を強いられた側が、強いられていた時点において、〈A なお共同体時代にあった地域〉と、〈Bすでに文明的国制に移行していた地域〉との二つに分類したわけですが、両者は、さらに、それぞれの内部において、細かく区分されるのであろうと思われまます。

まず〈Bすでに文明的国制に移行していた地域〉についていえば、この中がまことに個人的な各文明的国制に分かれることは、中国、イスラム、ローマと並べただけで、一目瞭然であります。

## ② 身分制的国制の「古代経験」

〈Aなお共同体時代にあった地域〉についても、同様であろうと思いますが、これについては、先にも述べました「古代経験」という事実、および、これを問題としてとりあげる観点が重要であろうと思います。

「古代経験」については、日本に即して、先に次のようなことを述べました。すなわち、わが列島社会は、まだ〈共同体を基礎とする身分制的国制〉時代の真っ只中であつた7-8世紀に、すでに成熟した〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉時代に突入していた帝政中国の圧倒的影響を蒙り、そこに、中国型の文明的国制によって強く潤色された独特の日本型身分制的国制（律令国家体制）が形成されたこと、この国制がその後の日本国制史のあり方を根本的に規定することになったこと、これであります。

このような「古代経験」の構造、すなわち、古代における中心と周縁の構造を各地域に即して検証する必要があるかと思ひます。日本のほか、朝鮮半島やインドシナ諸国の「近代経験」の質を考えるためには、中国を中心とする「古代経験」を究明する必要があると思ひます。ロシアの「近代経験」を考えるためにも、「近代経験」を蒙る伝統社会のあり方を検討するために、〈18世紀末以降のロシア帝国→14世紀末以降のモスクワ大公国→13世紀始め以降のモンゴル支配（タタール軛）→9世紀以降のキエフ・ロシア〉と遡る必要があり、特に、10世紀末キエフ・ロシア時代における東ローマ帝国（ビザンティン帝国）との交渉の結果としてのギリシャ正教国教化や、モスクワ大公国・ロシア帝国の全体制の枠組を規定したといわれる13-14世紀のモンゴル支配などの、広い意味でのロシアの「古代経験」の検討が欠かせないのであろうと思ひます。中近東諸地域でも、イスラム世界における中心と周縁という観察眼が必要でありましよう。

## (3) 日本と中国の「近代経験」

以上のような全体的構図を確認するとともに、その中での日本と中国の「近代経験」について、両者を比較しつつ、若干のことを申し上げておきたいと思ひます。もともと、中国の「近代経験」について、私の知識は皆無に近いので、ここでは、本学会の「近代経験」と体制転換」企画の一環として発表されました鈴木賢氏「現代中国法としての近代法経験」（鈴木2003）に依拠して、議論を進めてみたいと思ひます。

鈴木さんは、日本などとの比較を念頭におきながら、「中国法には、清末以来、外見的には根本的变化が生じて、伝統的な法の枠組みからの転換が進んだように見えるにもかかわらず、むしろ法の原理的な部分では、なお多くの面で伝統的な要素が残存し、しかもそれが法

の核心部分を支配している」、「伝統法の影響の強さという点で、中国法は東アジアのなかでも際だっているといえる」と述べられていることに関してであります。鈴木さんは、以上のように今日の中国法の特徴を指摘した上で、「小稿では中国法がなぜ伝統法の影響の下から離脱せずに現在まで至ったのか、清末以来の2度の西洋法摂取、そして1949年以降のソビエト法の継受にもかかわらず、なぜ伝統的法的思考様式は生命力を維持しえたのかを考察の対象とする」（鈴木2003 p.15）というように課題を設定され、興味深い考察をされているのですが、私は、そのような現象の究極の原因は、大陸中国が、西欧世界とは異質な原理を確立し、2000年という長きにわたってその原理によって指導される生活を展開したところの大文明であるというところにあるのではないかと考えます。そのような大文明にとって、「近代経験」は、まず何よりも、中国的原理による西欧的原理への抵抗であるほかはなかったのではないのでしょうか。

これに対して、日本は、「近代経験」を強いられた時点において、西欧近代に対抗する原理を有する別種の文明的国制をもっていたわけではありませんでした。基底には共同体があり、国制はそれを支配する武士たちのパーソナルな幾段階もの結合関係からなっていましたから、国制全体は、堅い普遍的超越的原理を有するという性質のものにはなりません。人々のパーソナルな結合秩序を指導するものは「原理」よりも「情緒」であります。したがって、「近代経験」において、西欧の「原理」に対して日本的「情緒」の抵抗は生ずるけれども、「原理」的抵抗は生じません。

しかし他面で、「原理」的抵抗は生じないけれども、しかし、外来の「原理」をそのものとして受容するということもありませんでした。「情緒」が支配する共同体と人的結合秩序が優勢であった国制状態に、ある種の文明的「原理」が継受されても、「情緒」的世界はそれを十全に受けとめることが出来ないわけであります。それは、すでに、わが国の「古代経験」においてそうでありました。中国古代文明から、統治技術は学んだけれども、儒教に代表される「原理」を継受することはできませんでした。「近代経験」についても全く同じことであります。黒船の一撃で幕藩体制は崩壊し、その基礎をなした共同体も、田畑永代売買禁令の解除（明治5年、1872年）によって崩壊への道を歩みはじめることとなりますが、しかし、この崩壊の仕方は、自生的内面的ではなくして他律的外面的でありますから、共同体およびこれを基礎とする国制を支配してきた社会関係のパーソナルな性格が一朝一夕に消滅するというわけにはいかなかったわけであります。

共同体・身分制的国制から土地市場経済社会・文明的国制への移行、特にそれに照応する精神構造の転換が一挙に生じるものではないことは、中国の文明化のことを想起すれば、ただちに了解されるであろうと思います。中国では、〈共同体を基礎とする身分制的国制〉は紀元前4世紀のころには崩壊しはじめ、〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉の枠組は紀元前2世紀の頃には成立するのですが（秦漢帝国）、社会の全局面から共同体的人的性質がほぼ完全に消滅するといわれる16世紀明王朝時代の社会が形成されるまでには、それから約2000年の時間が必要であったわけであります（寺田2001）。このことを想起するならば、明治の変革からわずか140年ほどの現代日本の社会において、共同体的人的秩序の

残映が社会関係のあらゆる局面において、様々の形で認められることは当然であろうと思われます。といたしますと、「近代経験」によって、西欧近代法の「原理」は知識としては入ってきますが、人々の血肉化した思想としては定着しにくいということになります。西欧近代法には一他の文明の法と同様に一、「原理」的なものを核として、その周囲に複雑な「技術」の体系が構築されますが、「近代経験」において受容されるのは、「原理」よりもこの「技術」だということになります。西欧的「原理」は知識としては知られるが、そのままに内面化されることは一般的には困難で、日本的「情緒」によって変形・変容を蒙ることになるように思われます。このような問題こそは、晩年の丸山眞男が日本思想史の根本的特徴として指摘した「古層」ないし「通奏低音」問題にほかなりません（丸山眞男 1972 ほか、水林 2002）。そして、その一方で、「技術」の体系だけは正確に継受され、精緻に発達するということになるのだと思います。

日本の「近代経験」は、かくして、二重構造でありました。すなわち、(1) 社会の基礎には、共同体的人的結合秩序が変容しつつも残存し、そこから、戦後の法社会学特に川島武宜およびその学統の人々が取り組んだような法社会学も生まれてきたわけであります（水林 1992d）。(2) しかし、その一方で、19 世紀後半期の、資本主義的に変容した近代法の技術的体系が法典編纂の形で体系化され、法学（法解釈学）が発達していきます。時間がありませぬので、具体的にはお話しできないのですが、フランスの古典的近代法の面影をのこす Boissonade 起草の民法典が廃止され、穂積・梅・富井などによって、本場西欧よりも一層「先進的」な一すなわち、資本主義法を先取りするような一民商法の体系が構築されてくることなどの点に、そのことが端的に表現されているように思われます（水林 2000、2001a）。

### (3) 「体制転換」または「社会主義・共産主義」問題

「近代経験」と体制転換」という問題設定は、地球上の諸地域を、〈固有法秩序→第 1 次「近代経験」→社会主義→第 2 次「近代経験」〉という歴史的過程として観察するということがあります。このプロセスにおける表のテーマが「近代経験」であるとすれば、裏のテーマは、二つの「近代経験」に挟まれた「社会主義」であります。このことについては、「近代経験」と体制転換」という問題を提起した高見澤さんも、「現今の変化の過程を論じ、近代法と今日との関係を論じることで、それに挟まれた、社会主義法についての新たな総括（のための議論）を試みてほしい」というように、明示的に述べられました。そこで、私は、この報告の最後に、「文明史・国制史論」視座から人類史を観察するとき、この「社会主義」問題はどのように見えてくるのかということをお話ししたいと思います。

現代社会主義を指導した「マルクス主義」において、「社会主義 socialism」の目標は「共産主義 communism」であり、それは、本源的な commune の高次復権として意識されましたので、「社会主義」問題を、ここでは「commune」問題として表現し直しておきたいと思えます。

このように問題を設定したときに、まず指摘しておきたいことは、現代世界を牽引するアメリカは、およそ commune なるものを歴史的に経験したことがない国であるという、先に

も言及した事柄であります。アメリカ史のこのような特質が、現代アメリカの国制と法、その世界政策をどのように規定しているのか、きわめて興味深い問題であろうと思います。この論点は、現代世界とこれからの地球の運命をうらなう上でも、非常に重要な点であるように思われます。

次に、「近代経験」を余儀なくされた時点において、まだ〈共同体を基礎とする身分制的国制〉時代にあった地域で、かつ、その後に「社会主義」体制に移行した国（たとえばロシア）において、本源的 commune の存在と高次 commune の復権をめざす一階梯として意識されていた「社会主義」体制とは、具体的にどのような関係にあったのかという問題が気になります。先にもふれたマルクスのザスーリッチ宛手紙は、そのことを予言的に問題としたものであります。この問題についての現段階の研究史について、私は全く不案内であります。「社会主義」ソ連の歴史的経験をふまえて、すでに分厚い研究史が存在しているものと思います。

以上の二つの点は、非常に重要な学問的課題ですが、私の手に余る問題であり、ここでは、以上の指摘にとどめざるをえません。本日、「commune」問題として、多少とも立ち入って述べておきたいことは、「近代経験」を余儀なくされた時点において、すでに、西欧型とは異なるところの、きわめて高度に発達した〈土地市場経済社会を基礎とする文明的国制〉を有していた世界における communism 的契機の問題であります。この論点については、研究史上、ほとんどといってよいほど議論されたことがないと思いますので、もう少し具体的にお話ししなければならないと思います。素材として、中国をとりあげます。

先に、中国について述べたことを、この文脈に引き付けてまとめ直すならば、次のようになります。すなわち、①共同体・身分制的国制から土地市場経済社会・文明的国制への転換は、紀元前4世紀の頃に開始されたということ、②この転換は、秦漢帝国以降の帝政中国という形態の国制に帰結したこと、③帝政中国時代は、国家の土地市場経済社会に対する態度の相違という観点から、8世紀唐王朝時代までの前期文明的国制時代と10世紀宋王朝時代以降の後期文明的国制時代に区分されること、④前期文明的国制時代の国家は、本源的 commune の崩壊という事実を所与の前提としつつも、自然史的過程としての土地市場経済社会の形成に頑強に抵抗し、均田制政策の追求によって、国家的規模での commune の再構築を、約1000年にわたって試み続けたこと、これであります。私は、このような前期文明的国制時代の帝政中国を、国家 communism とでも概念化したくなります。そして、国家がそのような政策を追求する背後には、当然に、民衆の側からの広範な commune 志向の運動があったのであろうと推測するわけであります。

しかし、歴代王朝の1000年にも及ぶ抵抗にもかかわらず、市場経済社会は、自然史的過程として発展し、宋王朝以降は、均田制政策を放棄し、自由な土地取引と地主制の形成を容認いたしました。しかし、それにもかかわらず、後期文明的国制時代の王朝もまた、土地市場経済社会の野放図な展開を許容したわけではなく、「激しく利益主張を行なう膨大な個家相互の競争状態を前にしつつも、ここでは国家は、実体法的なルールに基づく利益主張の保護者・実現者としてではなく、むしろそれらすべての個体的利益主張を超越した位置に足場を据え、全体的共存状態の価値の体現者として、直接にその場の規範を自らの口を通じて語

りだすことにその正当性の基礎を置いていた」（寺田 2001 p.101）と評されるような性質の権力でありました。

このようなこととともに、私は、ただちに、帝政時代中国家族法を貫く大原則である「同居共財制」すなわち、家族内部では家族員各人の私的所有を否定する家族共産制秩序が不動の原理として存在していたことを想起いたします（滋賀 1967）。

総じて、中国文明には、きわめて強烈に、communism 的精神が一貫していたように思われてなりません。数千年に及ぶ中国精神史の根本には、「貧しきを憂えず、均しからざるを憂う」（論語）という儒教思想があるといわれますが（山田 2001 p.11）、たしかに、法制史の面からも、そのことが実感されます。

中国における現代社会主義の経験も、以上のような中国文明史と無関係であるとは到底思われません。現在、中国は、第2次「近代経験」が進行中であり、アメリカ的グローバルスタンダードに適合しようとする試みを始めているわけですが、以上のように考えてきますと、その「成功」は容易ではないように思われます。鈴木さんのご論文によれば、中国には、現在、早くも、「盲目的に西洋法を移入する態度を批判」する「法治保守主義」の立場や、「徳治」の意義を強調する立場が台頭しているとのことであります（鈴木 2003 p.24-25）。有史以来の長い歴史的経緯を考えるならば、きわめて当然のことであり、そもそも、第2次「近代経験」が中国社会に幸福をもたらすものであるか否か、私にもきわめて疑問であるように思われます。

文明中国における communism 的契機の重要性という観点は、イスラム世界についても妥当するよう思われます。最近のイスラム論では、イスラム世界は市場経済がきわめて発達した都市的世界であったことを強調されます。それはその通りであろうと思います。欧米以外の地域の第1次「近代経験」以前の社会を、「前近代」の名のもとに一括するような歴史観が支配的であったことを考えるならば、帝政中国やイスラム世界が発達した市場経済社会であったことを強調することの意義は、きわめて大きなものがあると、私は考えるものであります。しかし、その一方で、イスラムとは「緑の資本論」であるとする議論に私は注目したいと思うのです。それは、中沢新一氏の同名の書物すなわち『緑の資本論』（集英社、2002年）における議論であります。「緑の資本論」とは、「赤の資本論」すなわちマルクスの『資本論』との対を意識して作られた語でありまして、イスラム教それ自体を指します。宗教学者が書かれたこの著作を、私は決して満足に理解できてはいないのですが、氏が、イスラム教によって指導された経済世界について、次のように述べられていることに注目したいのです。

この経済世界では、弱肉強食はほとんどおこらない。経済行為の場面でも、象徴界と現実界の直接的な一致の原則が守られているために、現実よりもはるかに肥大したイメージを操作して（想像界の水増し操作）、流行をつくって消費者の欲望の鼻面を引き回すこともおきないし、巨大資本の提供する規格化製品に、人々の欲望が吸引されていくこともおきない。実際、伝統的なスークが機能しているところでは、商人たちは平和共存しあって、近所に巨大資本のスーパー・マーケットが進出する事態を、断固として許さないのである。……そこに

は、人間の自然的知性がつくりだしてしまう世界に対する、一つの透徹した批判システムの作動をみることができる。イスラームとは、その存在自体が、一つの「経済学批判」なのだ。原理としてのイスラームは、巨大な一冊の生きた「緑の資本論」である。資本主義にとっての「他者」は、この地球上にたしかに実在する。イスラームはわれわれの世界にとっての、なくてはならない鏡なのだ。(中沢 2002 p.123-124)

本日の報告の中にこの中沢氏の文章を位置づけるとき、現在、イラクという地において生じている世界史的事件の本質一少なくともその一つ一、すなわち共同体というものの歴史的経験を一切有しないアメリカの資本主義世界が、「赤の資本論」世界の崩壊の後に、「緑の資本論」世界の討滅に乗り出している、という事態が見えてくるように思われます。

### 結びにかえて

以上、「近代経験」と体制転換」という問題を、人類史のなかにどのように構造的に位置づけ、理解したらよいか、という関心から長々とお話しをしてみました。この問題設定が、「社会主義」体制の崩壊という事態を受けて、世界の諸地域が欧米化していく「近代経験」という側面に光をあてようとしていることは、十分に理解できるところであります。しかし、それとともに、社会主義法研究会の後身である「社会体制と法」研究会にあらわれては、もう一回り大きな問題意識、すなわち、「近代経験」に対峙し、これを相対化する可能性を秘めた「commune 経験」というべきものの系譜の掘り起こしにも取り組んでいただきたいと思うわけであります。このような部外者からの勝手な希望を述べさせていただき、拙い報告の結びといたします。

### [参考文献]

- 稲本洋之助 1978 「ブルジョア革命、資本主義の発展とブルジョア法体系の成立・展開：フランス」(『マルクス主義法学講座』4 国家・法の歴史理論、日本評論社)
- 加藤博 2002 『イスラム世界論』東京大学出版会
- 2004 「イスラーム市場社会の歴史的構造」(三浦徹ほか編『比較史のアジア 所有・契約・市場・公正』東京大学出版会)
- 金山正信 1984 『アメリカ近代土地所有権序論』法律文化社
- 小口彦太 1974 「中国土地所有法史序説」(『比較法学』9 卷1号)
- 滋賀秀三 1967 『中国家族法の原理』創文社
- 1976 「中国上代の刑罰についての一考察」(『石井良助先生還暦祝賀法制史論集』創文社)
- 1984 『清代中国の法と裁判』創文社
- 2003 『中国法制史論集』創文社
- 鈴木 賢 2003 「現代中国法にとっての近代法経験」(『社会体制と法』4号)
- 高見澤磨 2001 「近代経験」と体制転換について」(『社会体制と法』2号)
- 谷口貴都 1999 『ローマ所有権譲渡法の研究』成文堂
- 寺田浩明 2001 「近代法秩序と清代民事法秩序」(石井三記ほか編『近代法の再定位』創文社)
- 中沢新一 2002 『緑の資本論』集英社

- 堀 敏一 1975『均田制の研究—中国古代国家の土地政策と土地所有制—』岩波書店
- 三浦徹ほか編 2004『比較史のアジア 所有・契約・市場・公正』東京大学出版会
- 丸山眞男 1972「歴史意識の「古層」」(『丸山眞男集』10巻、岩波書店)
- 1979「日本思想史における「古層」の問題」(同上11巻)
- 1984「原型・古層・執拗低音—日本思想史方法論についての私の歩み」(同上12巻)
- 1985「政事の構造—政治意識の執拗低音」(同上12巻)
- 水林彪 1977-1982「近世の法と国制研究序説—紀州を素材として—」(1)~(6)(『国家学会雑誌』90巻1・2号、90巻5・6号、91巻5・6号、92巻11・12号、94巻9・10号、95巻1・2号)
- 1981「国家・法の類型論を求めて」(『法律時報』53巻9号)
- 1985「法制史からみた中世のイエ」(山崎利男編『中世史講座』4中世の法と権力、学生社)
- 1987a『封建制の再編と日本的社会の確立』山川出版社
- 1987b「幕藩体制における公儀と朝廷」(朝尾直弘ほか編『日本の社会史』3、岩波書店)
- 1989「近世天皇制研究についての一考察」上・下(『歴史学研究』596-597号)
- 1992a「現代日本の所有問題とその歴史的文脈」(法哲学年報1991『現代所有論』有斐閣)
- 1992b「国制の比較史研究のための枠組について」(鈴木正幸・水林彪・渡辺信一郎・小路田泰直編『比較国制史研究序説』柏書房)
- 1992c「比較国制史・文明史論対話」(鈴木正幸・水林彪・渡辺信一郎・小路田泰直編『比較国制史研究序説』柏書房)
- 1992d「川島博士の日欧社会論」(『法律時報』65巻1号)
- 1993「武家官位制—幕藩制確立期の武家官位制の構造分析」(石上英一ほか編『前近代の天皇』3天皇と社会諸集団、青木書店)
- 1997「西欧近現代法史像の再構成」(『法の科学』26号)
- 2000「ナポレオン法典における civil と commercial」(清水誠先生古稀記念論文集『市民法学の課題と展望』日本評論社)
- 2001a「日本「近代法」における民事と商事」(石井三記・西川洋一・寺田浩明・水林彪編『近代法の再定位』創文社)
- 2001b「文明化」(『歴史学事典』弘文堂)
- 2002「原型(古層)論と古代政治思想史論」(大隅和雄・平石直昭編『思想史家 丸山眞男論』ペリカン社)
- 2004「西欧法の普遍性と特殊性—比較法史的考察—」(『比較法研究』65号)
- 2005「土地所有秩序の変革と「近代法」」(『日本史講座』8、東京大学出版会)
- 山田勝芳 2001『中国のユートピアと「均の理念」』汲古書院

[付記] 本稿は、第5回「社会体制と法」研究会(2004年6月4日、於金沢)において発表した同じ題名の報告を、そのまま文章化したものである。紙数の制約のためにも文章語に置き換えることが望ましいとも思われたが、勤務校であった東京都立大学が都知事と関係部局の野蛮な強権発動のために廃校にさせられる事件に巻き込まれ、著しく身辺多忙となつて、そのための時間を得ることができなかつた。会員諸氏、編集部、読者のご了解を得たいと思う。